

令和2年第3回定例会（第3号）

令和2年9月10日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第50号 市町の境界変更について
日程第 3 議案第51号 字の区域の変更及び廃止について
日程第 4 議案第52号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）
日程第 5 議案第53号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第54号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第55号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第56号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 報告第 5号 令和元年度七飯町健全化判断比率について
日程第11 報告第 6号 令和元年度七飯町水道事業資金不足比率について
日程第12 報告第 7号 令和元年度七飯町下水道事業資金不足比率について
日程第13 報告第 8号 令和元年度七飯町土地造成事業資金不足比率について
日程第14 報告第 9号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 1号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 2号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 3号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 4号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 5号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 6号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 総 務 部 長 釣 谷 隆 士

民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経済部上下水道課長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

2 番	神 崎 和 枝	3 番	平 松 俊 一
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

2番 神 崎 和 枝 議員

3番 平 松 俊 一 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第50号 市町の境界変更について

日程第3

議案第51号 字の区域の変更及び廃止について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第50号市町の境界変更について、日程第3 議案第51号字の区域の変更及び廃止について、以上2件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） それでは、議案第50号市町の境界変更について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度より北海道が事業主体となって実施されている道営農業農村整備事業白川地区において、土地改良法による土地改良事業が今年度完了することに伴い、事業成果に合わせて七飯町と北斗市との間で等積交換を行うものでございます。

道営農業農村整備事業白川地区の概要ですが、七飯町字飯田町と北斗市白川、細入の地域で、60.7ヘクタールの区画整備並びに農地に附帯する用排水路の整備を実施いたしました。農地の区

画が狭小である未整備地区に対する一時整備ということで、換地の手法を用いた区画整理を行っていることから、事業成果が従前の七飯町、北斗市の市町界と異なる区画となっており、土地改良法第53条第6項では「換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるようには定めてはならない」とされていることから、事業の成果に合わせた市町界の変更が必要となります。

以上のことから、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案になりますが、地方自治法第7条第1項の規定により、北斗市と亀田郡七飯町との境界の一部を次のとおり変更することを北海道知事に申請するものとする。

北斗市に編入する区域、亀田郡七飯町字飯田町267の1の一部、267の3、268の一部、269の一部、270の1、270の2、271及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部。

亀田郡七飯町に編入する区域、北斗市白川169の2の一部、172の1の一部、173の1の一部、179の1の一部、179の2から179の4まで、179の6、217の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部となります。

境界変更区域は、次ページ、七飯町・北斗市行政界変更図（案）にて、お示ししたとおりでございます。

ピンク色の部分が七飯町から北斗市に編入する区域で、緑色部分が北斗市から七飯町に編入する区域となっております。

なお、七飯町議会並びに北斗市議会で議決後、北斗市と連名で北海道へ申請し、令和2年12月の北海道議会、令和3年の3月官報掲載の日程で進めるよう、関係機関と協議していることを申し添えます。

引き続き、議案第51号字の区域の変更及び廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

議案第50号にて提案説明させていただいた内容と関連いたしますが、議案第50号の申請が今後、北海道、総務省で認められ、北斗市から七飯

町に編入された場合、編入された土地は自動的に七飯町に隣接する字名に変更されるわけではなく、従前の区域及び字名、この場合は白川のまま区域、字名が残ったままとなります。

白川が残ったままだと換地処分後の一筆の土地の中に字飯田町と白川が混在することになり、土地改良法第53条第6項の規定に反することとなりますことから、北斗市から編入された土地を字飯田町に変更、白川を廃止する必要が生じてまいります。

また、議決の効力は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、換地処分に合わせた日程で進めるよう関係機関と協議しております。

以上のことから、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがあります。

それでは、議案になりますが、地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域の変更及び廃止をし、地方自治法施行令第179条の規定に基づく、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

1といたしまして、字の区域の変更。

変更前の字の名称が白川、字の区域が169の2の一部、172の1の一部、173の1の一部、179の1の一部、179の2から179の4まで、179の6、217の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部。変更後の字の名称は、字飯田町となります。

2といたしまして、字の区域の廃止。

白川は、廃止となります。

提案説明は以上でございます。御議決賜りますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、議案第50号、議案第51号、以上2件について、一括して質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 内容に、特にどうこうというものではないのですけれども、地方自治法の該当条文というか第7条、市町村の廃置分合及び境界変更というのを初めてじっくり見て、滅多に

あることではないと思ったので、ちょっと経緯だとかその他について、もう少し詳しく教えてもらえればなと思って質問させていただきます。

今回の市町の境界変更は、いつ頃から交渉が開始というか、農村整備事業が始まるときからもう既に予定されていたものなのかどうかということか、途中でこういう話になってきたのかどうかということと、こういう境界の変更とかについては、町民というか住民への説明とかアナウンスとかというのは、特に必要ないものなのか、あるいはもう既に終了しているものなのか、今後やるのかということで、その辺のところをちょっと教えていただきたいのと。

あと、言葉の問題で、等積交換ということは、単純に面積が同じだというふうに考えてよろしいのですか。それとも、面積も同じだし、評価額とかも同じだしというようなことで、等積交換というのはそういうような言葉の使い方なのかどうか、ちょっと確認のために教えていただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 市町村界の境界は、平成20年6月に北斗市と七飯町の間で、事業の始まる前から決まっておりました。

等積交換というのは、面積が同じという表現でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 2番目の住民というか町民への説明というか、そういうような手続的なものは、特に必要ないのかどうかということなのですけれども、影響その他についてですけれども。最初の質問で、答えていないのですが。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 失礼いたしました。

平成20年4月に、事業をするときに事前に説明会をしておりまして、それぞれ地権者に該当する方がいらっしゃいますので、その部分については説明会を実施しております。周知済みであります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

討論、採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第50号市町の境界変更について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第50号市町の境界変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号字の区域の変更及び廃止についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第51号字の区域の変更及び廃止について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第52号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第52号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第52号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,912万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億

6,208万4,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表によるものでございます。

それでは、11ページの歳出から御説明申し上げます。

2款総務費1項3目財政管理費は、地方財政法第7条に基づき、前年度決算の余剰金の2分の1を下回らない金額を積み立てるとなっておりますので、財政調整基金積立金6,500万円の追加。

6目電算管理費は、電算管理費として、委託料は、令和2年度の税制改正による滞納管理システムの改修及び報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修が必要なため、総合行政情報システム改修委託料530万2,000円の追加。光ケーブル設置管理費として、負担金、補助及び交付金は、西大沼地区の国道5号などの道路工事に伴い、光ケーブル移設が必要となることから、光ケーブル等移設工事負担金1,024万6,000円の追加。光ケーブルが未整備である鶴野・豊田地区に民間事業者による民設方式で整備するため、高度無線環境整備推進事業負担金2,000万円の追加。事業合計3,024万6,000円の追加。

8目出張所費は、大沼出張所運営費として、役務費はストーブ分解手数料4万4,000円の追加。委託料は、施設の除雪委託料19万4,000円の追加。事業合計23万8,000円の追加。

9目自治振興費は、地域防犯等対策費として、負担金、補助及び交付金は、安全対策上、速やかに外灯を新設する必要がある箇所があることから、外灯新設改良助成金30万円の追加。

10目交通安全対策費は、交通安全対策費として、工事請負費は、交通安全注意喚起看板、カーブミラーの設置が必要なため、交通安全施設設置工事41万3,000円の追加。交通安全指導車管理費として、需用費は、交通指導車の冬タイヤの摩耗が進んでいることから、冬期間の走行の安全を確保するため、冬タイヤ購入費として自動車消耗品費5万8,000円の追加。

1 1 目交流推進費として、負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国際交流の集いが中止されたことから、受入町負担金 2 0 万円の減額。

2 項 1 目税務総務費は、税務総務費（課税）として、償還金、利子及び割引料は、過年度還付金が予算不足となることから 6 0 0 万円の追加。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、委託料で社会保障税番号制度システム整備費補助金により国外転出者によるマイナンバーカード等の利用のため、戸籍附票に新たな記載事項が必要となることから、戸籍総合システム改修等委託料 2 2 1 万 7, 0 0 0 円の追加。

6 項 1 目監査委員費は、旅費で、研修及び視察の中止などにより、委員費用弁償 2 4 万 2, 0 0 0 円の減額。一般職旅費 1 3 万 7, 0 0 0 円の減額。旅費合計 3 7 万 9, 0 0 0 円の減額。負担金、補助及び交付金は、会議負担金 2 万 4, 0 0 0 円の減額。事業合計 4 0 万 3, 0 0 0 円の減額。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（地域福祉）として、需用費は、町内会貸し出し用の小型除雪機の点検修繕に伴う機械修繕料 4 5 万 9, 0 0 0 円の追加。役務費は、小型除雪機の盗難保険料 1 0 万 7, 0 0 0 円の追加。負担金、補助及び交付金は、介護職員の初任者研修受講補助金交付要綱の改正により、上限が 2 万円から 4 万円に改正されたことから、6 万円の追加。事業合計 6 2 万 6, 0 0 0 円の追加。国民健康保険特別会計繰出金は、出産一時金の歳出等が 1 4 0 万円、高齢者インフルエンザ予防接種事業における財源更正による歳出減が 1 3 5 万円あり、その差額分、国民健康保険特別会計繰出金 5 万円の追加。

2 目高齢者福祉費は、介護保険特別会計繰出金として、今年度の執行見込みに基づく保険給付費の増額による介護保険特別会計繰出金 3 1 万 2, 0 0 0 円の追加。福祉介護車管理費として、需用費は、福祉バスの冬タイヤの摩耗が進んでいることから、冬タイヤ 6 本の購入費として自動車消耗品費 1 4 万 2, 0 0 0 円の追加。

6 目社会福祉施設費は、社会福祉施設整備費と

して、負担金、補助及び交付金は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業として地域介護福祉空間整備等施設整備補助金 5 3 7 万 5, 0 0 0 円の追加。

2 項 1 目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として、国の新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業による感染症対策を行うため、需用費は乳児家庭訪問の際に使用するマスク、エプロン、バスタオル等の購入のため、消耗品費 3 8 万 2, 0 0 0 円の追加。委託料は、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正に伴う一時預かり事業分の増額に伴い 5 0 3 万 5, 0 0 0 円の追加。負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業により、民間の児童福祉施設 1 施設当たり 5 0 万円を補助金として交付するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 5 5 0 万円の追加。事業合計 1, 0 9 1 万 7, 0 0 0 円の追加。放課後児童対策費として、国の新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業により、需用費は対策に伴うマスク、アルコール等の購入費として消耗品費 1 0 3 万 4, 0 0 0 円の追加。修繕料は、新型コロナウイルス感染症対策として、本町学童保育クラブの手洗い場を修繕するため、1 8 万 9, 0 0 0 円の追加。役務費は、本町・峠下・大沼学童保育クラブのストーブの分解手数料 5 万 8, 0 0 0 円の追加。委託料は、児童クラブ施設屋根及び敷地の除排雪委託料 4 7 万 8, 0 0 0 円の追加。備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業により、扇風機、手指消毒器、空気清浄機の購入のため、一般備品購入費 1 9 5 万 2, 0 0 0 円の追加。事業合計 3 7 1 万 1, 0 0 0 円の追加。本町子育て支援センター運営費として、需用費は新型コロナウイルス感染症対応に伴うマスク、アルコール等の購入費として、消耗品費 9 万 5, 0 0 0 円の追加。備品購入費は、タープ、自動手指消毒器の購入のため、一般備品購入費 6 万 2, 0 0 0 円の追加。事業合計 1 5 万 7, 0 0 0 円の追加。大中山子育て支援センター運営費として、需用費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うマスク、アルコール等の購入費として消耗品費 1 4 万 4, 0 0 0 円の追加。役務費は、ストーブの分解手数料 1 万

8,000円の追加。備品購入費は、自動手指消毒器の購入のため、一般備品購入費7,000円の追加。事業合計16万9,000円の追加。

2目児童措置費は、大中山保育所運営費として、需用費は、消耗品費でストーブの部品購入、新型コロナウイルス感染症対策に伴うマスク、ハンドソープ等の購入費用のため12万5,000円の追加。役務費は、ストーブの分解手数料5万5,000円の追加。委託料は、施設の除雪のため、除雪委託料6万5,000円の追加。備品購入費は、扇風機、自動手指消毒器等の購入のため、一般備品購入費42万5,000円の追加。事業合計67万円の追加。

4款衛生費1項2目予防費は、疾病予防等保健対策費として、委託費は、インフルエンザ予防接種を全町民を対象に新型コロナウイルス感染症対策で実施することにより、当初予算で措置されていた高齢者インフルエンザ予防接種委託料950万4,000円の減額。道外医療機関施設入所者の受診者を想定し、また償還払いに対応するため、インフルエンザ予防接種費用助成金に組み替えるため、インフルエンザ予防接種委託料200万円の減額。備品購入費は、入札執行残により一般備品購入費2,000円の減額。負担金、補助及び交付金は、インフルエンザ予防接種費用助成金200万円の追加。事業合計950万6,000円の減額。

3目環境衛生費は、火葬場及び墓地管理費として償還金、利子及び割引料は、未使用墓地の返還申請が多く、予算不足のため未使用墓地返還付金43万2,000円の追加。

4目環境保全対策費は、生活環境対策事業費として、原材料費は、今後もの私道の補修箇所に対し予算不足となることから、生活環境用原材料費21万2,000円の追加。負担金、補助及び交付金は、今後の申請により予算不足が見込まれるため、合併処理浄化槽設置整備補助金597万円の追加。事業合計618万2,000円の追加。

5目保健センター管理費として、委託料は、施設の除雪委託料として11万7,000円の追加。

6目健康センター管理費として、委託料は、施

設の除雪委託料110万6,000円の追加。

2項1目清掃総務費は、リサイクル推進対策費として、負担金、補助及び交付金は、今年度コンポストの需要が高く、今後の申請により予算不足が見込まれるため、堆肥化容器購入負担金4万5,000円の追加。

2目じん芥処理費は、廃棄物処理作業車管理費として、需用費は、作業車修繕料で重機検代26万4,000円の追加。備品購入費は、リサイクルセンター重機購入費415万8,000円の追加。事業合計442万2,000円の追加。

6款農林水産業費1項4目農地費は、道営農業基盤整備事業費として、負担金、補助及び交付金は、城岱地区の工事箇所の落石対策、また工事により崩壊した箇所に対し植生土のうが必要になることから、農地整備事業負担金（一般農道）270万円の追加。町道鳴川4号線アークス縦通りの整備を進めておりますが、水路工において既存のトラフ横断管を使用する予定としておりましたが、破損が多く再利用することが困難なため、農道整備特別対策事業負担金982万5,000円の追加。事業合計1,252万5,000円の追加。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として、負担金、補助及び交付金は、創業バックアップ補助事業において、今年度、七飯町は2件の計画が採択されたことから、創業支援事業負担金300万円の追加。

8款土木費1項1目土木総務費は、土木総務費として、委託料は、道路台帳整備委託料250万円の追加。道路作業車管理費として、需用費は、除雪車両の燃料費（軽油）として335万5,000円の追加。

2項1目道路橋りょう維持費は、道路橋りょう維持費として、工事請負費は、町道等舗装補修工事200万円の追加。町道等随時補修工事300万円の追加。原材料費は、道路等補修用の砂利、側溝、トラフ等原材料の購入のため、道路橋りょう補修用原材料費150万円の追加。事業合計650万円の追加。除排雪対策費として、需用費は、塩化カルシウムの購入のため、消耗品費118万8,000円の追加。除排雪重機車両の冬タ

イヤやチェーンの購入などに係る自動車消耗品費 272万1,000円の追加。委託料は、町道等除雪委託料として1億1,310万円の追加。使用料及び賃借料は、除雪対策に伴うショベル、ブルドーザー、ダンプ等の除雪作業車重機等借上料 799万5,000円の追加。事業合計1億2,500万4,000円の追加。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路改良事務費として、旅費は、久根別3号橋架替事業に伴う事業打合せのため、一般職旅費19万円の追加。町道等単独改良事業として、委託料は、久根別3号橋架替設計委託料2,600万円の追加。工事請負費は、本町27号線、桜町9号線などの改良工事が必要なため、各地区新設改良等工事1,260万円の追加。事業合計3,860万円の追加。

社会資本整備総合交付金事業費（道路）として、工事請負費は、国の交付金である社会資本整備総合交付金の飯田町8号線事業への今年度の割当てがなかったことから、飯田町8号線改良舗装工事7,000万円の減額。峠下2号線改良舗装工事は、用地購入費、移転補償費へ組替えするため3,700万円の減額。公有財産購入費は、峠下2号線用地について、測量により面積が確定したため、峠下2号線用地購入費200万円の追加。負担金、補助及び交付金は、JRとの協議により点検箇所が増加したため、橋りょう長寿命化修繕工事JR負担金1,700万円の追加。補償、補填及び賠償金は、物件調査により概算補償費が算出されたため、峠下2号線物件移転補償費3,500万円の追加。事業合計5,300万円の減額。

4項2目公園費は、公園整備管理費として、需用費は、公園遊具等の点検により遊具等の修繕が必要となることから、公園遊具等修繕料76万7,000円の追加。委託料は、総合公園の冬期の開設に伴い、総合公園トイレ棟維持管理委託料13万8,000円の追加。総合公園等除雪委託料73万5,000円の追加。事業合計164万円の追加。

5項1目住宅管理費は、公営住宅管理費として、需用費は、公営住宅小破修繕料260万円の

追加。委託料は、3年ごとの北海道に提出する公営住宅である冬トピア団地、鳴川高台団地、大沼団地の特殊建築物定期報告が必要なため、公営住宅特殊建築物定期報告書作成業務委託料370万円の追加。工事請負費は、公営住宅入退去補修工事264万円の追加。大沼団地の非常用照明灯のバッテリー交換のため、公営住宅補修工事89万1,000円の追加。事業合計983万1,000円の追加。

9款消防費1項2目災害対策費は、災害対策費として、需用費は、災害時要支援者名簿作成のため、対象者へ同意書を郵送するため、封筒の印刷製本費7万5,000円の追加。役務費は、同意書の郵便料90万1,000円の追加。事業合計97万6,000円の追加。

10款教育費1項2目事務局費は、スクールバス運行費として、需用費は、沼っ子Ⅱの冬タイヤの消耗が進んでいることから、冬タイヤ購入費として自動車消耗品費18万円の追加。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として、備品購入費は、GIGAスクール教師用パソコンの入札執行残により、指導者用備品購入費56万2,000円の減額。校舎等営繕費（小学校）として、役務費は、手数料で小学校ストーブ分解清掃手数料34万円の追加。委託料は、学校敷地内除雪委託料60万円の追加。事業合計94万円の追加。

2目教育振興費は、教育振興費（小学校）として、備品購入費は、GIGAスクール児童用パソコンの入札執行残により教材備品購入費630万円の減額。

3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）として、備品購入費は、GIGAスクール教師用パソコンの入札執行残により、指導者用備品購入費33万7,000円の減額。校舎等営繕費（中学校）として、需用費は、校舎他修繕料100万円の追加。委託料は、学校敷地内除雪委託料32万円の追加。事業合計132万円の追加。

2目教育振興費は、教育振興費（中学校）として、備品購入費は、GIGAスクール生徒用パソコンの入札執行残のため、教材備品購入費315万円の減額。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として、負担金、補助及び交付金で北海道社会教育研究大会が中止となったことから、参加費4万円の減額。町内会館振興費として、負担金、補助及び交付金は、町内会館運営補助金が予算不足のため、町内会館運営費補助金3万9,000円の追加。

2目文化振興費は、文化振興費として、旅費は予定していた研修が中止となったことから3万1,000円の減額。文化祭開催事業費として、今年度の文化祭を新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止としたことから、需用費から使用料及び賃借料まで合わせて6万6,000円の減額。公民館管理費として、委託料は大沼多目的会館除雪委託料29万1,000円の追加。

3目社会教育施設振興費は、大中山コモン管理費として、委託料は、施設の除雪委託料22万9,000円の追加。大沼婦人会館管理費として、報償費は、冬期の屋根雪下ろしに伴う作業員謝礼として、施設維持管理報償費17万円の追加。社会教育施設管理費として、報償費は、冬期の各施設の屋根雪下ろしに伴う作業員謝礼として、施設維持管理報償費26万4,000円の追加。役務費は、ストーブの清掃のためストーブ分解手数料7万7,000円の追加。委託料は、施設の除雪委託料として25万8,000円の追加。備品購入費は、大川コミュニティセンターの石油暖房器1台、冷蔵庫1台が故障し、購入が必要なため、備品購入費26万6,000円の追加。事業合計86万5,000円の追加。

5項1目保健体育総務費は、体育施設管理費として、需用費は、大中山地域体育館の照明ランプ購入のため、消耗品費16万5,000円の追加。

2目学校給食費は、学校給食センター運営費として、需用費は、給食運搬車の冬期タイヤの摩耗が進んでいることから、冬タイヤ購入費として消耗品費52万1,000円の追加。自動車修繕料は、今後の修繕に対し予算不足となることから5万円の追加。同じく、施設等修繕料は22万円の追加。事業合計79万1,000円の追加。

13款職員費1項1目職員給与費は、財源に

国・道の支出金である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、久根別3号橋架替事業負担金の一部を充てるため、193万2,000円の財源更正でございます。

次に、7ページの歳入に戻っていただきます。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、普通交付税として4,610万円の追加。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、総務管理費補助金として、戸籍総合システム改修関係補助金221万7,000円の追加。

2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金として、障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修を行うため、地域生活支援事業補助金46万1,000円の追加。認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業のため、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金537万5,000円の追加。社会福祉費補助金合計583万6,000円の追加。

児童福祉費補助金として、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、一時預かり事業分の増額に伴う国3分の1の負担分183万7,000円の追加。児童福祉施設において新型コロナウイルス感染症対策を行うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,070万円の追加。児童福祉費補助金合計1,253万7,000円の追加。

4目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金として、飯田町8号線の整備に係る交付金の割当てがなかったため、社会資本整備総合交付金3,180万円の減額。

15款道支出金1項3目土木費道負担金は、道路橋りょう費負担金として、久根別3号橋架替事業負担金2,730万円の追加。

2項2目民生費道補助金は、児童福祉費補助金として、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、一時預かり事業分の増額に伴う道3分の1の負担分183万7,000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金1億円の追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金6,961万5,000円の追加。

20款諸収入5項4目雑入は、横津岳連絡道路

除雪経費負担金1,464万4,000円の追加。
国道5号の道路拡幅工事に伴う光ケーブル移設に
対する支障物件移転補償金154万円の追加。

21款町債1項2目農林水産業債は、農業債と
して、農業農村整備事業債240万円の追加。農
道整備特別対策事業債880万円の追加。農業債
合計1,120万円の追加。

3目土木債は、道路橋りょう債として、町道単
独改良整備事業債1,200万円の追加。道路橋
りょう新設改良事業債610万円の追加。道路橋
りょう債合計1,810万円の追加でございま
す。

次に、3ページに戻っていただきます。

第2表、地方債補正でございます。

変更となるのは、農業農村整備事業から道路橋
りょう新設改良事業まで、4件の起債について、
限度額の総額を2億2,870万円から2億5,8
00万円に変更するものであり、各事業の限度額
の変更前、変更後の内訳については、記載のと
おりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきま
しては、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議
のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま
す。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 二、三点、お尋ねをしたい
と思います。

ページ数でいきますと、一般の18ページ、こ
の中の間あたりに備品購入費、これは廃棄物処
理作業車管理費という中に、クリーンセンターの
重機購入費というのが415万円上がっておりま
すけれども、その前に、作業車の修繕料というの
がありますね。現状どうなっていて、これは新た
に必要な機械を買うという予算なのでしょうか。
この説明をお願いしたいと思います。

それから、一般の22ページ、教育費の中の需
用費、スクールバスの運行費の中に、自動車消耗
品費18万円というのがありますが、このスクー
ルバスというのは委託ではなかったのでしょうか。
何か町で消耗品の必要なものがあったので

しょうか。この説明をお願いしたいと思います。

それと、一般の24ページ、一番上の校舎他修
繕料100万円と書いていますけれども、何の修
繕をするのか、この説明をお願いします。

以上、3点です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、私のほ
うから廃棄物処理作業車管理費ということで、作
業車の修繕料とクリーンセンターの重機の購入費
について御説明申し上げます。

こちらのクリーンセンターの重機なのですが、
昭和58年製のタイヤショベルを使用しておりま
して、今年7月にミッションとクラッチのほうか
経年劣化ということで故障しまして、いろいろ部
品も探したのですが、製造からもう既に3
7年経過しておりまして、部品の手だてがないと
いうことで購入を検討したところ、平成4年式の
車両が、中古ですが見つかってまして、そち
らのほうを購入しようということで購入費のほう
を計上しております。

これについては、車検が11月まで現在ついて
いるということで、購入後11月に車検を上げる
ということで、こちらの修繕料のほうは、その車
両の車検ということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、学校教
育分について御説明させていただきます。

今回、スクールバスのスタッドレスタイヤとし
て補正予算を計上させていただいておりますが、
沼っ子Ⅱ、いわゆるマイクロバスの分で、マ
イクロバスの分につきましては、町の所有するバ
スを運行の分だけ委託して、運行を行っているス
クールバスの分でございます。

タイヤのほうか4年経過しまして5年目を迎え
ますので、今回スタッドレスタイヤの消耗が激し
いということで計上させていただきました。

引き続きまして、学校管理費の修繕費100万
円でございますが、当初予算で60万円を計上さ
せていただき、中学校の修繕業務を行ってきたと
ころでございますが、大中山中学校の水道の修繕
だとか、七飯中学校の非常ドアの修繕とかがかさ

みまして、今回これから3月までの修繕料が不足するというので、年間見込みで100万円を計上させていただきました。特に今、何か修繕に必要が部分があるというわけではございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点目は、中古を買うということですね。このタイヤショベルの大きさというのは、いわゆる1.2だとか、そういった大きさのショベルなのですか。でかいやつなのですか。土木のほうで、昨年小型のタイヤショベルを5台ぐらい買ったとかかしていたので、もしかしたら融通を利かせれば、どうかかなと思うのですけれども、メインのごみをつける機械ということではよろしいのですね。ちょっとその確認をお願いします。

スクールバスは分かりました。

学校の修繕料ですけれども、学校側からは、この程度の修繕の要望というのは上がってきていないものなのですか。結構前からいろいろあると思うのですけれども。このくらいの予算しか出ないから、それに見合うものを出さないみたいなことというのは、なかったのかどうか聞かせてください。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） タイヤショベルについては、現在使っているものは1.3ということで、ちょっと大きめのもので、今回の1.5のものを買うということ。

土木のも検討はしたのですけれども、やっぱり小型ということで、峠下なので雪も多くてなかなか押せないというのもありまして、あと、作業用でももちろん使っているということで、少し大型のものということで検討しまして、今回のものを見つけたということで提案しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 各学校の修繕費でございますが、修繕に必要なものは当初予算で計上させていただき、予算ありきでやっているわけではございません。学校でも今は問題なく、壊れている部分があるものについては、予算計上させ

ていただいて対応させていただいている状況です。予算ごとに修繕を行っているわけではございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 一般の20ページの除排雪対策費の委託料の町道等除雪委託料1億1,310万円というのがあるのですけれども、これは、前には当初予算で上がっていたような気がするのですけれども、いつも補正で出てくる形だったかどうか、ちょっと分からないもので教えていただきたいと思えます。

それから、同じく除雪で、かなりの各課から出ているのですけれども、これだけの数をこなすというと、どういうふうな方法で委託に出すのかということも教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 除雪につきましては、昨年も補正で取っております。気象庁の気象データ等に観光年といいまして、8月1日から7月31日までを1年間の気象データの観測値として考えるのですけれども、そのデータを基に中長期的な予報と冬の予報というものを考えていきます。

中長期の予報でいきますと、本来であれば12月に計上させていただくと中長期の予報を反映できるのですが、今年は、今分かっている段階ではラニーニャ現象が3年ぶりに来るだろうと。ラニーニャの可能性が60%あるということまでは分かっているのですけれども、そちらの気象データを反映させるために、当初ではなく、補正で対応させていただきたいと。

あと、町道の整備、新設道路、開発行為の道路、そういうものを考慮していく上では、当初で計上した分では除雪延長等に差異が生じますので、正確な予算計上ができないということで、補正対応とさせていただいております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかの課、全部の除雪の。

○1番（横田有一） これだけの数があるといっ

たら、どういふふうにして委託するのですか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 大変失礼いたしました。うちの委託に関しましては、10ブロックに分けて除雪を委託しております。10ブロックにつきましては、町道の除雪延長362.7キロが総延長ございますが、委託に関しましては220.6キロ、パーセントにしまして60.82%、直営除雪に関しましては142.1キロ、パーセントで139.18%となりますので、大体、町道除雪延長の6割程度が委託となっております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかの課。（発言する者あり）横田議員、ちょっと待ってください。こちらが指す前にばばっと無視された会議を進めるというのもいかがなものかと思っております。

理事者に申し上げます。

今、1問目の中で、道路だけではなくて、除雪費が各課から、いろいろな公共施設の除雪費、学校とか出ている部分の委託の業務はどのように発注しているのかということを知っているのです、そのところをきちっと述べてください。

総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 全体的な予算をまとめた担当部署として御説明申し上げたいと思っております。

各担当課から、特に施設の除雪につきましては、今年から始まったものではなく、毎年その部分の除雪というのを委託してございますので、その場所によっては面積等、あと施設がある場所等も考慮しまして、担当課ごとに除雪の依頼をしているというのが現状でございます。

それと、施設によっては屋根の雪下ろしなどの部分につきましては、除雪というよりも人夫賃金といいますか、謝礼というような形での計上も雪対策としてはしている部分もございますので、どこかに一括して発注しているということではなく、各担当課、担当課で施設の除雪を依頼しているという形になってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 心配なのは、結局各課から

出てきたものが重なって出たとかというのが出た場合に、やっぱり時間遅れとかになって、すぐやらなくては除雪の意味がないよというのがあると思うのですよね。そういうところを各課別というふうな形でなくて、やっぱりトータル的に重ならないように、雪がたくさん降ったときにすぐ除雪が可能な体制にしていくということについての考え方というのはないのですか。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） そのところにつきましては、逆に、道路の関係で土木はそこで手いっぱいですよという、だんだんだんだんそうなってきた、さらには、除雪を第一番に充てなければいけない道路の部分に関して専念するところでは、なかなか細かいところの施設の除雪を、前はそういうところもやっていたという経緯はあるのですが、だんだんそこに手が回らなくなってきてしまっているという部分。

それと、開館の時間までにその施設の除雪を終わらなければいけないという、利用者に御迷惑をかかるといふ部分では、そのところは各担当のほうで委託先のほうと十分協議をして、できる能力の範囲の中でやってもらう。逆に、何時までには除雪を終えてくれというように条件を条件に発注をかけるような形になると思っております、そのところは大丈夫ではないかというふうに考えてございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ですから、大きいところはでっかい重機を持っていないと駄目だよとかいうのはあるのですけれども、小さいところというのがあれば、例えばどこか施設でやっているとか、施設で持っている、それ以外は使わないよとかいふところもあるだろうし、例えば、よく農家が冬場になれば、そういうものがあるからということで除雪をしてくれるとかいふものがあるのですよね。

だから、やっぱり即効性でやってもらうということを考えるならば、今例えば、町のほうに指名願いを出した除雪業務とかいふふうなくくりがあるのではないかと思うのですけれども、そういうとこだけでなく、全町で速やかに、町の施設の

除雪が終わってしまうというような体制というのを、例えばそうやって指名願いに入っていないければ入れないよとかではなく、その辺弾力的に考えるということではできないのか。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 議員のおっしゃるとおり、そういうところは弾力的に対応していくほうが、逆に施設の大きさによって、当然面積が小さかったり、割と四角くないというのですか、建物があって四角くないところをかくだとか、重機ではなく、飛ばすほうの除雪機でもって除雪してもらおう。除雪機械は町のほうで持っている、その施設に置いておいて、人だけきて除雪してもらおう、雪を飛ばしてもらおうというようなやり方をしている場所もございますので、そのところは地域に応じた、先ほどの農家の冬期間のトラクターというのですか、そういうものを活用した除雪も含めて臨機応変な対応で、逆にそういう開館に間に合うというのですか、お客さんに迷惑のかからない、そのところを第一義に頼んでまいりたいというふうに思っておりますし、実際にそういうふうになっている場所が、当然やっているケースもございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、質問は3点ぐらいになるかなと思って考えていますけれども。

まず一般の20ページの土木関係のところ、予算審議のときに非常に議論させていただきました峠下2号線の工事についてでございます。

これは、トータルで1億9,600万円、測量だとか補償費だとか入っているのですけれども、今回、改良舗装工事を3,700万円削って、補償だとかあれで予算を組み替えたという説明がございました。

これについて、本来、道路を拡張して舗装するという事業ですので、組み替えただけで済むのか、改良舗装工事として減った金額、当初1億500万円でしたので、この減った金額で当初の計画どおりの道路の舗装工事が可能なかどうか。あと、もしかしたらまた追加で出すようなことに

なるのかどうか、その辺の見込みについて教えていただきたいなというふうに思います。

それと併せて、峠下2号線改良工事については、道の駅の後ろのほうに温浴施設が造られるということで、先行して道路を拡張して顧客の利便を図るというような説明、交通事故があって改良する必要があるという説明もございましたので、それだけではないと思いますけれども、温浴施設の2号線の改良に関わって、温浴施設の進捗状況というか情報等をもしお持ちでしたら、教えていただければなというふうに思います。

それと、もう1点は、一般の12ページのところで積立金6,500万円、これは規定に基づいて余剰の2分の1を積み立てるという形で御説明がございましたけれども、財政調整基金6,500万円を積立てして、だけれども、歳入として1億円を繰入れしているということがありまして、結局積み立てしてもあまり意味ないのかなという、入れたけれどもまたそれ以上出しているという行為について、特に問題がないのかどうか、御見解をお聞かせいただければなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 峠下2号線は、当初1億9,600万円で議決をいただきまして、通常の事業の進め方ですと、初年度に測量設計委託業務というものを予算計上いたしまして発注し、道路の法線を決めて、用地買収の面積、補償物件の金額、工事費、その法線を決めたラインにのって道路工事を改良した場合には、幾らかかりますというものを委託費を基に計上して、次年度以降に予算を計上していくというやり方をします。

今回は、令和2年度の単年度で着手し、完成までさせるという予定で予算計上させていただいておりますので、委託を発注せず、物件調査も発注せず、標準単価を用いて工事費、用地費、買収費等を算出しております。その中で、測量設計委託業務を発注して、7月30日に完成しております。物件調査委託も発注いたしまして、8月31日に完成しております。

そちらの成果を用いて、物件調査費、補償費、

用地費がこれで確定いたしますので、標準単価ではなく、実施単価ではじいたところ、補償費に関しましては用地対策連絡協議会の単価、日本全国の標準単価ですね、こちらのほうで積算いたしまして、補償費を決定しております。それが決定した際に、当初の標準単価とはちょっと差異が生じたので、今回組替えをしたということになります。

令和2年度完成を目指しておりましたが、補助金自体も1億9,600万円全てまだついておりません。3,000万円程度足りない状態の国からの内示しかいただいておりませんので、その分も含めまして、令和3年度に新たに工事請負費を計上させていただき議決をいただくと。

こちらのほうは、恐らく1億9,600万円で計算しておりましたが、実施に基づきますと2億2,000万円から2億3,000万円というふうになる見込みです。

測量設計委託業務で設計自体は終わっておりますけれども、工事費の算出、設計、発注がまだ済んでおりませんので、これからになりますので、金額的にはまだ確定はしておりませんけれども、3,000万円前後の増額になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） そうすれば、温浴施設についての進捗状況といたしますか、現状について私の知っている範囲でお答えしてまいりたいなと思ってございます。

今現在のところ、事業実施主体のほうに確認しているところでは、温泉ボーリングというような形の中で、北海道の省エネルギーというような補助金をいただいて進めると。省エネルギーの温泉ボーリングの許可といいたいまいしょうか、補助申請の分についてまだ下りていないことから、着工ができないというような形の中で、工事の関係については延びているという状況でございます。一応見通しとしまして、私のほうでお聞きしているのは、9月末に下りるとというようなことで聞いてございます。

このような中におきまして、温泉ボーリングの

ほうが先行して工事にかかる。実際問題、工事としてはもう半年くらい遅れてきている状況、それとまた、今のコロナの状況の部分もございまして、必然的に併せて遅れてきているというような形です。

結果といたしまして、来年オープンというような形を目指しておりましたが、来年に建物を本格的に建設しまして、予測としては再来年か、早くても来年の冬になるのでしょうかね。そんな形の中で、今後またそのあたりは変更になるかも分かりませんが、そういう形で今現在遅れているということで御理解をいただきたいなと思ってございます。

今の段階の情報としては、そういうことでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうから財政調整基金の積み立ての件についてお答えしてまいります。

先ほども説明いたしましたけれども、これについては、地方財政法の中で前年度の余剰金を2分の1以上積むというのがルールになってございますので、積んで使うという形なので、それを積まないで使うということもあるかもしれませんが、ルール上それはできないということで、こういう手続になってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） まだ再質問ありますよね。再質問があるということですので、もう1時間過ぎましたので、11時20分に再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第52号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）の質疑を続けます。

若山議員の再質問より入ります。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 財政調整基金については、僕も特に情報その他資料がないので、これ以

上ありませんけれども、入れて、それ以上にまた出すというのはちょっと変なのかなと思ったので、質問させてもらいました。すみません。

それで、温浴施設の関係については、我々当初いただいた資料その他でいくと、相当順調に計画があつて進んでいるというような感じがあつたものですから、もし何か変更とかありましたら、情報提供その他可能な限り、出せないものもあると思いますけれども、お願いしたいなということでは言っておきます。

あと、質問の要点として、峠下2号線の総予算は当初1億9,600万円で、それでも金額が、目的その他を考えると多いのかなという印象を持って、大丈夫なのかというような形で予算委員会のときにいろいろ質問させてもらったのですが、今後もっと増えるという、先ほどのお話の中で、何が当初予算の計画から、あるいは地価が大幅に上がったとか想定外の事象が起きたのかどうか、そこのところをもう少し説明していただきたいなと思うのと、大体このぐらいだというような予算を出しておいて、不足したらまた追加で出すというやり方をされているのか。相当厳密に範囲内で納めようということで予算作成しているのではないかなと、できるだけ抑えてやるということではやっているのではないかと思うのですが、その辺のところを今後増額した予算が出てきそうな感じなのですが、もう少し説明いただければと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 当初から変わった部分につきまして、補償費を当初5,500万円程度見込んでいましたが、こちらの調査の結果9,000万円と、3,500万円上がっております。用地については、それほど単価等は全て調べて決定をしておりますので、設計内容によって用地購入費の面積が増えたことによって200万円増ということになります。

物件調査に関しましては、物件調査自体家屋調査的なこともありまして、委託発注後、家の中に入れていただいて、それも家の中に何かあるか、移転するものに動産移転料、移転雑費、引越し費用、それに家財道具だとかというものに対

しての補償額を算定しますので、発注前に我々が行って、それを調査するというわけにはいきませんので、通常であれば、1番目の質問にもお答えいたしましたけれども、1年目に測量設計委託業務を発注して、物件調査も発注すると。その発注金額の調査の結果に基づいて次年度以降予算の計上をしていくというのが通常のやり方になりまして、今年は単年度での着手、完成ということになっていましたので、標準的な単価ですね、平米当たり幾ら、用地もそうですけれども、補償費も中に入って調査できませんので、基礎がどうなっている、設備がどうなっているというものが外からは分からない部分が多々ありますので、今回は標準単価を使用して計上させていただいたということになっております。

大体で予算を取るのかということは、先ほども答弁いたしましたけれども、大体ではなく、測量設計調査、物件調査委託の成果に基づいて予算を上げていくというのが通常のやり方となっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうすると、一番金額が変わったところの補償、補填及び賠償金ということで、当初5,500万円を予算に組んでいて、今回3,500万円を組替えしてあれしたということなのですが、これは面積が増えたということなのですか、それとも、建物が思った以上に高価と判断されるようなものがあつて、当初そこまでは見込めなかったということで3,500万円も増えたということではよろしいのですか。もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 内容的には、建物自体は、当初で、今回標準的という言い方をいたしましたけれども、道路でかかって、ただ建物を構外再築、その場所には建て替えできない場所でありましたので、一応構外再築ということで、その場所ではなく、違うところへ再築した場合の再築の標準的な単価で計上させていただいております。

調査結果で、入り口に2件と奥にパークゴルフ

場がありますけれども、パークゴルフ場のほうは営業をなさっておりますので、こちらの商売道具ですとか、そういうものがたくさんあって、移転雑費ですとか、移転費用、そのもの自体の評価がちょっと違っていたという形になります。

高価だとかということではなく、あるものを正しく評価し、その結果、金額が上昇したということになります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

坂本繁議員。

○10番（坂本 繁） 1点ですけれども、衛生費の関係で、浄化槽の助成金597万円、これはどこの場所に。恐らく500万円以上ですから企業だと思えますけれども、その辺をお伝えください。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、合併処理浄化槽の設置整備補助金597万円について御説明申し上げます。

こちらのほうは法人が一つ、峠下のパークゴルフ場のほうで35人槽の浄化槽を設置したいということで話がありまして、今進めているところでございます。それが213万円。それから、一般住宅で10人槽が2件程度、今申請があるということで、88万円が2件で176万円。それから5人槽が4件程度、これからあるだろうということで52万円が4件で208万円。以上が想定している、今回予算計上した浄化槽の内容でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 坂本繁議員。

○10番（坂本 繁） 3月議会の予算のときに浄化槽の関係で、一般住宅についての補助金は減らさないけれども、企業の分については減らすということで。当時この関係については、今年はこの予算でこれよりオーバーしたものについては来年度に回すということだったのですけれども、今回これだけの追加ということは、何か特別に理由があったのですか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 当初、見込んでいたのは一般住宅の分ということで、状況として、当初予算で計上させていただきまして、その都度申請があれば、追加で予算のほうを計上させていただいて、議会の承認を得ているところでございます。

今年度も、前回の議会でも補正を上げさせていただいて、増額補正をさせていただいていますし、峠下のパークゴルフ場についても、8月上旬にそういう情報がありまして、冬にあそこは開くものですから、それまでに今工事をしたいということで申請が上がる予定となっておりますので、このたび予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 確認ですけれども、一般の18ページで、先ほども質疑あった中で、思ったのですけれども、クリーンセンターの重機の関係で415万8,000円ということですのでけれども、先ほど平成4年で1.5立米ということだったのですけれども、中古車というのは、入札とかそういうのはなしで購入するということによろしいのですか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 先ほど説明が足りなかったようで、平成4年式程度のものを見積っておりまして、それについて入札して執行してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） それでは、平成4年程度で1.5立米のもの重機を入札していくということによろしいのですか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 1.5立米というのは容量的なものなので、その仕様はあれで、年式程度については、平成4年程度のものをご想定してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 以上で質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第52号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第53号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(木下 敏) 日程第5 議案第53号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清野真里) それでは、議案第53号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億3,135万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、出産育児一時金の追加、高齢者インフルエンザ予防接種委託料の一般会計での支出項目の変更による減額、歳入の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免による国庫補助金、災害等臨時特例補助金の創設等が主な内容でございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款保険給付費4項1目出産育児一時金は、負担金、補助及び交付金として、出産育児一時金210万円の追加でございます。

3款国民健康保険事業納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、負担金、補助及び交付金と

して、出産育児一時金負担分増により、一般被保険者医療給付費分140万円の追加でございます。

9ページになります。

6款保険事業費、1項保健衛生普及費は、委託料といたしまして、高齢者インフルエンザ予防接種委託料の国庫補助金対象事業である一般会計衛生費・予防費、疾病予防等保健対策事業費、インフルエンザ予防接種委託料、臨時交付金対策事業での支出項目の変更により325万5,000円の減額でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康税は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険減免による減収見込みにより医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分合わせて440万1,000円の減額でございます。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金、普通交付金といたしまして、出産一時金の追加により210万円の追加。特別交付金として、国庫調整交付金分、オンライン資格確認等システム等整備事業に対する補助金の国庫補助金への財源更正により658万4,000円の減額。新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する特別調整交付金176万1,000円の追加。合わせて国庫調整交付金分482万3,000円の減額。道繰入金として、高齢者インフルエンザ予防接種に係る負担減により190万5,000円の減額。合わせて672万8,000円の減額。合計で462万8,000円の減額となります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、職員給与等繰入金といたしまして、高齢者インフルエンザ予防接種に係る負担減により135万円の減額。出産育児一時金等繰入金として、出産育児一時金の追加により140万円の追加。合計で5万円の追加でございます。

6款国庫支出金1項1目災害時臨時特例補助金、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する補助金264万円の追加。

5項社会保障・番号制度システム整備事業補助金、オンライン資格確認等システム等整備事業に

対する補助金の道支出金からの財源更正により65万8千400円の追加でございます。合計で92万2千400円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第53号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第54号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第54号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第54号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,924万2,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、前年度会計の出納整理期間中、令和2年4月から令和2年5月の間に収入になった保険料を令和2年度の保険料負担金として北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するため、補正するものでございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等の負担金として174万2,000円を追加するものでございます。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきます。

3款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金を174万2,000円追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第54号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第55号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第55号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第55号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明させていただきます。

このたびの補正については、第1条は、保険事

業勘定で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,165万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,894万8,000円と定めるものとさせていただきます。

第2条は、介護サービス事業勘定で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,102万7,000円と定めるものとさせていただきます。

このたびの補正の内容でございますが、第1条の保険事業勘定の歳出は、地域密着型介護予防サービス給付費の利用者増による保険給付費の追加。地域包括支援センター安心ななえが実施する感染症対策に必要な需用費及び備品購入費の追加。介護保険財政調整基金に積み立てるための積立金の追加。令和元年度の介護給付費負担金等精算に係る国、社会保険支払基金及び道への返還金の追加。

歳入については、歳出の追加補正に連動した国庫支出金、支払基金交付金、繰入金の追加補正。主に繰越金の追加でございます。

第2条の介護サービス事業勘定の歳入は、第1条の保険事業勘定において計上させていただいた地域包括支援センター安心ななえが実施する感染症対策経費が国の財政支援により北海道国民健康保険連合会を経由し、全額支給されることによる雑入の追加。

歳出は、当該支援金収入を保健事業勘定へ繰り出す保険事業勘定繰出金の追加でございます。

それでは、介保7ページの第1条の保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

2款保険給付費2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護の給付費で、当初予算の積算を昨年度実績により年間実人員2名、述べ利用回数250回分、150万円を計上しておりましたが、今年度の実人員が6名で、年間述べ利用回数670回と増加が見込まれることから、負担金、補助及び交付金で250万円の追加。

3款地域支援事業費1項3目包括的支援及び任意事業は、事業予算名、地域包括支援センター運営費で、新型コロナウイルスに感染した場合の重

症化のリスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスである介護事業所の感染症対策を継続的に行い、必要なサービスを提供できる体制を整備することを目的とする国の財源支援である介護サービス事業施設等における感染症対策支援事業により、地域包括支援センターが利用者宅や訪問時、庁舎内での個室の面談時における感染症対策を図るため、消耗品は、除菌スプレー、アルコールスプレー、ポリグローブの購入費14万8,000円の追加。備品購入費は、同じく国の財政支援で、相談時、個室での面談時における定型の質疑のワンタッチ入力や面談相談記録の音声記録による筆記作業の簡素化など、高齢者やその家族との接触時間を短縮させ、お互いの感染症対策に資するタブレット端末の購入費17万3,000円。合計32万1,000円の追加。

5款基金積立金1項基金積立金は、介護保険財政調整基金の積立金として350万円の追加。

7款諸支出金1項2目償還金は、国庫支出金等返還金で4,533万3,000円の追加でございます。返還金の内訳といたしましては、国への返還金3,011万238円、社会保健支払基金への返還金854万175円、北海道への返還金で669万1,804円となっております。

次に、介保5ページに戻っていただき、歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、現年分として介護給付費負担金50万円の追加。

2項1目調整交付金は、現年度調整交付金として14万7,000円の追加。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、現年分として介護給付費交付金67万5,000円の追加。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、現年分として介護給付費負担金31万2,000円の追加。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、現年分として介護給付費繰入金31万2,000円の追加。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金55万4,000円の追加。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金32万

1,000円の追加。

8款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金として4,883万3,000円の追加でございます。

次に、介保15ページ、第2条の介護サービス事業勘定の歳出を御説明いたします。

2款諸支出金1項1目保険事業勘定繰出金は、第1条で御提案させていただいた地域包括支援センター運営費の介護サービス事業施設等における感染症対策事業費32万1,000円に対する国の支援金は、介護保険事業サービス勘定の歳入となることから、その歳入の保険事業勘定繰出金として32万1,000円の追加。

次に、13ページに戻っていただき、歳入を御説明いたします。

2款諸支出金1項1目雑入は、介護サービス事業所施設等における感染症対策支援事業の支援金として32万1,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第55号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第56号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第56号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第56号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出で、先ほど議決いただいた一般会計補正予算の土木費で追加補正いたしました道路新設改良工事に伴い、改良箇所にある老朽管の布設替えを併せて実施したいことから、追加補正をするものでございます。

まず、議案第1条の令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおりとする総則となっております。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億7,860万円」を「1億7,875万2,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,834万4,000円」を「2,977万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「7,391万1,000円」を「7,263万1,000円」にそれぞれ改め、収入の第1款資本的収入で1,560万円を追加し、2億9,550万円とし、支出の第1款資本的支出で1,575万2,000円を追加し、4億7,425万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第6条に定めた企業債の限度額を別紙のとおり補正するものでございます。

それでは、資本的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

1款1項1目水道施設費は、1,575万2,000円の追加で、施設改良費で本町地区老朽管布設替工事で789万8,000円、桜町地区老朽管布設替工事で785万4,000円の追加でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてでございますが、7ページとなります。

1款1項1目施設改良企業債は、1,560万円の追加で、建設改良企業債で本町地区老朽管布設替事業債で780万円、桜町地区老朽管布設替工事業債で780万円の追加で、水道管布設替

工事の財源として起債をするものでございます。

最後に、1ページにお戻りいただき、企業債補正でございます。

追加としまして、桜町地区老朽管布設替事業債780万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

また、3ページの変更としまして、本町地区老朽管布設替事業債の限度額を1,340万円から2,120万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第56号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
について

○議長（木下 敏） 日程第9 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての提案説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基

づき議会の意見を求めるものでございます。

次の者とは、住所、亀田郡七飯町緑町3丁目10番1号。

氏名、金子佳子。

生年月日、昭和22年4月11日。

提案理由。

人権擁護委員であります金子佳子氏が、令和2年12月31日で任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したく提案するものです。

金子氏は、平成8年6月15日に人権擁護委員に就任されて以来、8期24年務められ、人格高潔で知識の豊富さ、公平性、公正性、そして温和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適格な方であります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

議決くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、議会運営例規第54項により討論を省略したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については可とすることに決定いたしました。

日程第10

報告第5号 令和元年度七飯町健全化判

断比率について

日程第11

報告第6号 令和元年度七飯町水道事業 資金不足比率について

日程第12

報告第7号 令和元年度七飯町下水道事業 資金不足比率について

日程第13

報告第8号 令和元年度七飯町土地造成 事業資金不足比率について

○議長（木下 敏） 日程第10 報告第5号令和元年度七飯町健全化判断比率について、日程第11 報告第6号令和元年度七飯町水道事業資金不足比率について、日程第12 報告第7号令和元年度七飯町下水道事業資金不足比率について、日程第13 報告第8号令和元年度七飯町土地造成事業資金不足比率について、以上4件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、報告第5号令和元年度七飯町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の七飯町健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率でございますが、実質赤字比率は、一般会計の赤字額を標準財政規模で除した数値でございます。赤字ではないため、実質赤字比率はない状況でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率は、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、土地造成事業特別会計及び水道事業会計の全会計の赤字額から、同じく全会計の黒字額を差し引いた額を標準財政規模で除した数値でございます。こちらも赤字とならないため、連結実質赤字比率はない状況でございます。

次に、実質公債費比率でございます。

実質公債費比率は、一般会計の元利償還等のほか、特別会計、一部事務組合及び広域連合の負担金のうち、公債費分を含んだ額の合計額から特定財源及び元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除した数値の3か年平均でございます。

比率は11.4%となり、前年度より0.6ポイント上回っております。これは、前年度に比べ、元利償還金の額の増加や公債費の特定財源が減少したことが要因となっております。

実質公債費比率は、3か年の平均により算出しますが、前年度対象となっていた平成28年度の単年度比率9.9%だったものに対し、令和元年度の単年度比率11.7%、1.8ポイント上回ったことが要因でございます。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為額、他会計の地方債元金に充てるための一般会計繰出金、一部事務組合等の地方債元金に充てるための負担金で、一般会計の負担見込額、退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額及び連結実質赤字の合計額から基金の額、特定財源及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を除した額を標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除した数値でございます。比率は81.5%となり、前年度より6.1ポイント下回っております。これは主に、充当可能財源、標準財政規模の増により下がったものでございます。

また、監査委員からの審査意見書にも記載されておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号で、財政の早期健全化を図る基準として、実質赤字比率は14.02%、連結実質赤字比率19.02%、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%となっており、

また、第2条第6号では、財政再生を図る基準として、実質赤字比率は20.0%、連結実質赤字比率は30.0%、実質公債費比率は35.0%となっており、

以上、御報告申し上げます。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、報告第6号令和元年度七飯町水道事業資金不足比率について。

報告第7号令和元年度七飯町下水道事業資金不足比率についてを一括して説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の七飯町水道事業資金不足比率、七飯町下水道事業資金不足比率を別紙、監査委員の意見を付けて報告いたします。

令和元年度の水道事業会計決算及び下水道事業特別会計決算の資金不足比率は、表のとおり資金不足額が生じていないため、算定されていないことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、報告第8号令和元年度七飯町土地造成事業資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の七飯町土地造成事業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて御報告いたします。

令和元年度の土地造成事業の資金不足比率は、表のとおり資金不足が生じていないため、算定されていないことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、報告第5号から報告第8号までの以上4件について、一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、報告第5号から報告第8号までの以上4件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、一括して報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第14

認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15

認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16

認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17

認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18

認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19

認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20

認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

○議長（木下 敏） 日程第14 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、令和元年度七飯町一般会計、特別会計及び水道事業会計決算の概要について、お配りしてございます令和元年度決算参考資料に基づき、御説明申し上げます。

1 ページから 8 ページは、令和元年度の一般会計決算の状況でございます。令和元年度の決算の状況を中心に記載してございますので、御覧願いたいと存じます。

9 ページから 12 ページまでは、財政指標等資料として、平成 27 年度から令和元年度までの直近 5 か年の歳入歳出決算額及び財政指標等の推移を載せております。

10 ページを御覧願いたいと思います。

一般会計財政指標等の状況の平成 30 年度及び令和元年度の数値でございます。

表の左の縦枠の 2 枠目の経常収支比率の合計でございます。平成 30 年度の 98.6% から令和元年度には 93.8% となり、4.8 ポイント下回り、その下枠の財政指標等数値の欄の実質公債費比率単年度は 12.2% から 11.7% となり、0.5 ポイント下回り、その下の 3 か年の平均では 10.8% から 11.4% となり、0.6 ポイント上回っております。

11 ページを御覧願います。

(1) 実質公債費比率、将来負担比率計算書の E 欄になりますが、地方債現在高として、平成 27 年度から令和元年度の金額が掲載されており、令和元年度末現在高は 140 億 6,499 万 3,000 円で、前年比 2 億 546 万 8,000 円、1.5% 増となり、表の一番下に記載しております将来負担比率は 81.5% で、前年度比 6.1 ポイント減となっております。

(2) の地方債現在高及び借入先別現在高の表は特別会計も含んだ金額となっております、詳細は 34 ページに掲載してございます。

12 ページは、平成 27 年度から令和元年度までの基金会計年度末、3 月 31 日現在の基金残高の推移でございますので御覧願いたいと存じます。

決算の具体的な内容につきましては、決算の内容説明 13 ページから御説明を申し上げます。

13 ページは、令和元年度各会計別決算額総括表でございます。各会計ごとの決算額を記載してございます。

一般会計決算額の状況ですが、歳入総額は 119 億 8,853 万 2,464 円、歳出総額は 118 億 5,658 万 8,526 円で、歳入歳出差引額は 1 億 3,194 万 3,938 円でございます。

また、翌年度への繰越事業に充てるべき財源として、表の下の米印 2 のところの一般会計 625 万 5,000 円でございます。そのため、それを差し引いた実質収支は 1 億 2,568 万 8,938 円となります。

表の右側から 2 列目の予算額に対する決算額の比較増減の欄になりますが、一般会計の歳出で、予算執行残額 5 億 8,792 万 474 円でございますが、この中には翌年度に繰り越しとなる橋りょう長寿命化改良事業、本町上台団地、桜 B 団地整備事業、学校情報通信ネットワーク環境整備事業など 6 件に係る繰越明許費繰越額 2 億 9,215 万 3,000 円が含まれておりますので、これを差し引いた実質的な予算執行残額は 2 億 9,576 万 7,474 円となるものでございます。

次に、各特別会計の決算の状況になりますが、国民健康保険特別会計は、歳入合計額が 33 億 4,201 万 3,079 円、歳出合計額が 33 億 2,384 万 6,778 円で、歳入歳出差引額は 1,816 万 6,301 円の余剰金を生じております。

次に、後期高齢者医療特別会計になります。

歳入決算額が 4 億 1,861 万 9,813 円、歳出決算額が 4 億 1,187 万 8,422 円で、歳入歳出差引額が 674 万 1,391 円の余剰金となっております。この余剰金は、4 月 1 日から 5 月 31 日までの出納閉鎖期間の保険料の収入で、後期高齢者医療広域連合への納付は、令和 2 年となるものでございます。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定になります。

歳入決算額が 28 億 7,720 万 1,869 円、歳出決算額が 28 億 2,358 万 2,660 円で、歳入歳出差引額が 5,361 万 9,209 円の余剰金を生じてございます。

次に、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定になります。

歳入決算額が970万930円、歳出決算額が歳入と同額で、歳入歳出差引額はゼロ円で、余剰金は生じておりません。サービス収入の全額を保険事業勘定に繰り出しをさせていただきます。

次に、下水道事業特別会計になります。

歳入決算額が8億5,217万2,897円、歳出決算額が8億2,885万1,060円で、歳入歳出差引額が2,332万1,837円の余剰金を生じております。

なお、この額については、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、同法の規定による特別会計に引き継いでおります。

次に、土地造成事業特別会計になります。

歳入決算額が145万8,126円、歳出決算額が3万3,000円で、歳入歳出差引額が142万5,126円の余剰金を生じております。歳出の項目は、一般消耗品費としての支出でございます。

次に、14ページでございます。

令和元年度、平成30年度一般会計歳入歳出決算額の款別構成比率等に関する調べのうち、歳入の款別の状況でございます。

表の下段、合計①の左から二つ目の令和元年度歳入合計の調定額は121億1,552万円で、前年度に比べ24億2,364万6,000円、16.7%の減となり、収入済額は119億8,853万2,000円で、調定額に対する収入割合は99.0%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっております。

歳入の収入済額、C欄になりますが、主な状況でございます。

1款町税は29億7,403万5,000円、前年度に比べ2,351万7,000円、0.8%の減でございます。この主な内容としては、個人町民税は1,076万6,000円の増、法人町民税は2,679万3,000円の減、固定資産税は1,041万4,000円の減、軽自動車税は388万1,000円の増などとなっております。

6款地方消費税交付金は、収入済額が4億8,073万9,000円で、前年度に比べ2,739

万5,000円、5.4%の減でございます。

10款地方交付税は、収入済額が33億4,683万4,000円で、前年度に比べ1億4,943万3,000円、4.7%の増でございます。

内訳は、普通地方交付税が31億6,323万6,000円で、前年度に比べ1億6,343万5,000円、5.4%の増、特別地方交付税が1億8,359万8,000円で、前年度に比べ1,400万2,000円、7.1%の減となっております。

14款国庫支出金は、収入済額が15億8,654万7,000円で、前年度に比べ8億8,689万2,000円、35.9%の減でございます。主な内容は、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金11億2,207万2,000円の減、子育てのための施設等利用給付費負担金1,783万9,000円の増。プレミアム付商品券事業費補助金1,376万6,000円の増などとなっております。

15款の道支出金は、収入済額が10億262万9,000円で、前年度に比べて4,178万1,000円、4.3%の増でございます。主な内容は、介護サービス提供基盤等整備事業交付金1,815万5,000円の増、参議院議員通常選挙事務交付金1,581万8,000円の増となっております。

21款町債は、収入済額が13億3,850万円で、前年度に比べ12億7,820万円、48.8%の減でございます。その主な内容は、大中山複合施設事業債などの民生債1億6,580万円の減、新野菜広域流通施設整備事業債などの農業債11億2,740万円の減などとなっております。

次に、不納欠損額の状況でございます。

1款町税で、前年度より114万2,000円減の676万円。

12款分担金及び負担金で4万7,000円。一般会計合計680万7,000円で、前年度に比べ111万5,000円の減となっております。

次に、収入未済額の状況でございます。

1款町税で、前年度より583万5,000円

増の8,452万9,000円。

12款分担金及び負担金で、前年度より108万8,000円増の3,122万4,000円。

13款使用料及び手数料で、前年度より17万円増の101万5,000円。

16款財産収入で105万3,000円。

20款諸収入で236万円。

一般会計合計で1億2,018万1,000円となり、前年度に比べ655万2,000円の増となっております。

次に、15ページでございます。

歳出の款別の状況でございます。

表の下段、予算現額合計124億4,450万9,000円に対し、支出済額が118億5,658万9,000円でございます。翌年度繰越明許費が2億9,215万3,000円で、不用額が2億9,576万7,000円となっております。翌年度繰越額を除く執行率は97.6%となり、前年度と比較して0.7ポイント上回っております。

16ページから23ページについては、歳入歳出決算額の科目別の前年度比較増減の状況でございます。

また、24ページの(1)は、直近3か年の決算収支の状況、(2)は、翌年度繰越明許事業の状況でございますので、御覧願いたいと存じます。

次に、25ページ、歳入の状況でございます。

この表は、地方財政状況調査、一般的には決算統計と申しますが、これを基に、一般会計決算額ベースに置き換えて作成しているものでございますので、御了承願いたいと存じます。

合計の歳入決算額119億8,853万2,000円に対し、臨時的な収入は(B)欄の特定財源と一般財源を合わせた26億6,482万4,000円で、歳入決算額の22.2%を占め、前年度に比べ15.9ポイント低くなっております。

一方、経常的な収入は93億2,370万8,000円で、歳入決算額の77.8%を占め、前年度に比べ15.9ポイント高くなっております。

次に、使途に制限がない一般財源の合計は76億7,940万8,000円で、歳入決算額の6

4.1%を占め、前年度に比べ9.6ポイント高くなっております。

また、経常一般財源は68億7,625万7,000円で、歳入決算額の57.4%を占め、前年度に比べ1億7,925万9,000円の増となっております。

次に、26ページは、歳出の状況でございます。

この表についても、歳入と同様に地方財政状況調査、決算統計を基に一般会計決算額ベースに置き換えて作成しているものでございます。

この表は、歳入の特定財源及び一般財源の充当状況で、財政構造の弾力化を示す経常収支比率がどのようになったかを示したものでございます。

歳出決算額に充当された特定財源は、43億912万4,000円で、前年度に比べ22億5,747万9,000円、34.4%の減となっております。内訳は、臨時的なものに18億6,167万3,000円、前年度に比べ24億7,991万6,000円、57.1%の減。経常的なものに24億4,745万1,000円、前年度に比べ2億2,243万7,000円、10.0%の増となっております。

また、臨時的な経費に充当された一般財源は8億1,503万3,000円で、前年度に比べ1億3,892万5,000円、20.5%の増となっております。

次に、経常収支比率でございますが、歳入の経常一般財源68億7,625万7,000円及び臨時財政対策債3億10万円のうち、歳出の経常的な経費に充当された一般財源が67億3,243万2,000円で、経常収支比率は93.8%となり、前年度に比べ4.8ポイント低くなっております。

次に、27ページは、(1)で人件費及び職員数の状況でございます。

人件費の決算額は、13億9,931万9,000円で、前年度に比べ3,784万3,000円、0.6%の増となっております。

次に、28ページは、(2)物件費、維持補修費、公債費の状況及び(3)補助金等の状況となっております。

物件費の状況としては、4の需用費は、前年度に比べ800万円、2.1%の減。また、7の委託料は、前年度に比べ3,727万円、4.7%の減でございます。

維持補修費の決算額は、前年度に比べ6,179万円、22.3%の減で、1の道路橋りょう費に係る減額が主なものでございます。

ページ右側の補助費等の状況は、前年度と比べると1の負担金等のうち、一部事務組合分は2,048万1,000円、2.1%の増、2の補助交付金は1,534万3,000円、18%の増でございます。

次に29ページは、(4)扶助費の状況、(5)積立金の状況及び(6)繰出金の状況でございます。

(4)扶助費では、前年度に比べ民生費の社会福祉費関係で2,833万6,000円、2.6%の増、児童福祉費関係で2,519万円、2%の増でございます。

(5)積立金の状況につきましては、御覧願いたいと存じます。

また、(6)繰出金の状況につきましては、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は増となっておりますが、その他の会計は、前年度に比べ減となっており、全体で235万円の減となっております。

次に、30ページ及び31ページは、(7)投資的経費の状況でございます。

普通建設事業費関係では、前年度に比べ24億7,891万2,000円の減の17億1,131万6,000円で、59.2%の減でございます。

次に、32ページは、一般会計決算積立金及び繰入金の状況で、基金の具体的な積立て、取崩しや平成30年度、令和元年度の3月末、5月末の現在高を示したものでございます。

町有財産としての基金は、あくまで3月31日現在の数値で把握しますが、地方財政状況調査(決算統計)においては、一般会計の出納閉鎖日によって数値を把握、整理しており、それら時点別の内容を時系列でまとめたものでございます。

平成30年度の令和元年5月31日現在の基金合計は13億1,430万4,000円で、令和元

年度積立金1億735万円と繰入金9,923万6,000円を差し引いた、令和2年5月31日現在の基金合計額は13億2,241万8,000円となり、一般会計における令和元年度増減額は811万4,000円の増となっております。

次に、33ページは、(1)町長交際費支出内訳の状況、(2)予備費充当の状況でございますので、御覧願いたいと存じます。

次に、34ページは、一般会計、特別会計等各会計の地方債発行額現在高等の状況となっておりますので、御覧願いたいと思います。

次に、特別会計調書になりますが、35ページは国民健康保険特別会計分で、歳入の国民健康保険税の状況でございますが、現年度分と滞納分を合わせた収入済額は6億1,451万7,000円で、前年度に比べ2,493万1,000円、3.9%の減となっております。

歳出の医療費の状況でございます。

保険給付費の決算額は23億5,529万2,000円で、前年度に比べ4,642万9,000円、1.9%の減となっております。

また、右下の国民健康保険会計の経営状況の療養諸費1人当たりの費用額は43万5,542円となっております。

36ページは、後期高齢者医療特別会計分で、歳入の後期高齢者医療保険料の状況でございますが、現年度分と滞納分を合わせた収入済額が2億9,422万5,000円で、前年度に比べ993万7,000円、3.5%の増となっております。

歳出の状況でございますが、総務管理費及び徴収費に係る経費等で274万6,000円、保険料等広域連合に納付する納付金が4億900万7,000円となっております。

37ページは、介護保険特別会計保険事業勘定分で、歳入の介護保険料の状況でございますが、現年度分と滞納分を合わせた収入済額は5億6,831万3,000円で、前年度に比べ1,258万6,000円、2.2%の減となっております。

歳出の状況でございますが、総務費で4,104万6,000円、保険給付費が25億8,400万1,000円となっております。

また、右の下段、介護保険会計の運営状況の介

護支援サービス費1人当たりの費用額は15万7,911円となっております。

38ページは、介護保険特別会計介護サービス事業勘定分で、13ページ、令和元年度各会計別決算総括表での説明のとおりでございますので、御了承願います。

次に、39ページになります。

下水道事業特別会計分で、1の収益的収支につきましては、収支差額が3億7,469万6,000円で、2の資本的収支は、収支差額が3億5,800万6,000円のマイナスで、前年度繰越金などを踏まえた実質収支は2,331万7,000円でございます。

40ページは、土地造成事業特別会計分となっておりますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、一般会計決算財務諸表等となっております、41ページから45ページまでは、統一的な基準による地方公会計についてとなっております。

地方公共団体における財務書類の整備については、平成26年度に総務省から複式簿記や固定資産台帳の導入による統一的な基準による地方公会計への整備方針が示され、全ての地方公共団体において、この統一的な基準による財務書類を平成28年度決算額から作成することになり、七飯町もこの基準によって作成したものでございます。

また、47ページ以降は、事務事業の行政実績となっておりますので、御覧願いたいと思います。

最後に、別冊の水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

2ページの収益的収入及び支出でございます。

収入の総額、第1款の水道事業収益は5億5,251万8,262円で、前年度に比べ495万8,984円、0.9%の増でございます。

支出の総額、第1款の水道事業費用は4億6,735万6,841円で、前年度に比べ773万6,572円、1.7%の増でございます。

次に、7ページの損益計算書でございます。

営業収益は4億3,388万5,822円で、前年度に比べ502万3,188円、1.2%の増。営業費用は4億392万4,154円で、前年度に比べ714万5,877円、1.8%の増とな

り、営業利益は2,996万1,668円となっております。

営業外収益は8,059万2,947円、営業外費用は4,342万5,705円で、営業、営業外合わせた経常利益は6,712万8,910円でございます。

その下、特別利益と特別損失を踏まえた当年度純利益は6,807万6,490円で、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度末処分利益剰余金は1億4,015万7,251円となり、このうち5,000万円を減債積立金に、2,000万円を建設改良積立金に処分したところでございます。

次に、4ページに戻っていただきます。

資本的収入及び支出でございます。

収入の総額、第1款の資本的収入は1億407万4,000円で、前年度に比べ1,119万3,960円、9.7%の減でございます。

支出の総額、第1款の資本的支出は3億3,780万4,104円で、前年度に比べ4,216万3,056円、14.3%の増となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額などで補填しております。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要に関する説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、認定第1号から認定第7号までの以上7件について、一括して質疑を許しますが、詳細な質疑については、この後、決算審査特別委員会の設置が予定されていることから、質疑は、財政にかかわる総括的で一般的な事項といたします。

質疑を許します。

横田有一議員。

○1番(横田有一) 監査委員に伺います。

監査報告書の中で、41ページの各基金の運用状況というのがありますよね。その中に、参考資料のほうを読むと、育英基金も各基金の中に入っているのですけれども、これはそういう見方でいいのかどうかというのが1点。

それから、監査の審査結果の意見書の中に、43ページの財源の構成状況は、真ん中から下のと

ころに「町税などの自主財源が33.5%、地方交付税や国庫・道支出金などの依存財源が66.5%で、自主財源の構成比率が前年度より2.4ポイント上昇した。今後も引き続き自主財源の確保が課題であり、使用料や手数料の見直し、不要財産の処理などの増収に向け、可能なものから積極的に取り組んでいただきたい」。ここにある不要財産というのは、使わない財産のことを言っているのかどうかということ。

それから、次のページの最後のところに「将来にわたって健全な財政運営を維持していくために、地方債残高の抑制や新たな自主財源の確保、入札執行・契約方法や補助金交付方法の見直し、事業の優先度・緊急度の精査による経費節減などに十分に留意し、多様化する行政需要に対応しながら、最小の経費で最大の効果を挙げられるように努めていただきたい」というふうにありますよね。毎年、監査報告の中に入札執行・契約方法という言葉が、時には専門職を設置したらどうかと入っているのですけれども、これというのは、いつまでも書いてもやってくれないのだったら、入れても意味があるのかどうか。この2点についてお願いします。

○議長（木下 敏） 監査委員。

○監査委員（永田英利） 育英基金の件ですね。育英基金を財源に入れたほうがいい、基金に入れたほうがいいということですか。すみません。

○議長（木下 敏） 横田議員、もう一度質問し直してください。

○1番（横田有一） 参考資料の12ページに、財政指標等資料の4、基金残高の状況とあるのですけれども、その中の数字、令和元年の一番右端のほうの数字の中に、金額が合わないなと思ったら、七飯町の育英基金というのが入っている。監査委員たちのあれでは、それは入っていないのですけれども、それは入れるのが正当なのか、入れないのが正当なのか、そういうのがあったのですけれども。

○議長（木下 敏） 監査委員。

○監査委員（永田英利） 育英、教育費65万9,000円の話ですか。育英基金の件ですね。去年が入っていて、今年が入っていないというこ

とでいいのですね。

○議長（木下 敏） それでは、答弁調整しますので、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

監査委員の答弁より入ります。

監査委員。

○監査委員（永田英利） すぐ御返事できなくて申し訳ございません。時間取らせまして。

まず基金の件ですね。育英基金に関しましては、貸付金ということで、別にして掲示しているということで、次のページにその部分が入っているということで、どうでしょうか。

基金でなくて、貸付けで戻ってくるということですね。いいですか。

2番目の自主財源の件ですね。これに関しましては、遊休地とかの財産を早く処分して、自主財源を上げてもらいたいということのつもりでうたっています。

それから、3番目の事業の多様化についての質問でございましたけれども、私どもが考える監査というのは、その事業に対して皆さんがどれだけ予算どおりに執行してもらえるかということでございまして、事業が終わったら、すぐ不用額を減額補正をして、町の財産を少しでも増やして期末を迎えればなというのが根本でございまして。そういう意味で去年も書かせてもらいましたが、基本になるのは補助金の出し方ですとか、要は、事業をやっている職員の意識の向上を期待して、意見書に上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1点、比率に関するところなのですが、令和元年決算資料参考資料の11ページにございます実質公債費比率3か年平均、平成27年度から令和元年度まで載っている数値がございまして、これに対して、例年少し

ずつ悪化しているということで、この前の年、僕が持っている資料だけからいっても、平成26年度から6年連続悪化しているという状況で、実際には18%、起債許可団体になるまでにはまだ間があるのですけれども、これだけ悪化していることに対して、監査委員として、併せて借入額の140億円起債残高を人口で割ると1人当たり50万円の借金がある計算になるのですけれども、これに対して何か監査委員の方のコメント等がないかどうか。

水道事業等の決算審査の意見書には、黒字であっても将来こういうことが予想されるので十分気をつけてやっていただきたいという丁寧なコメントがあったのですけれども、この実質公債費比率だけを取り上げるのはちょっとイレギュラーですけれども、徐々に悪化して10%を超えるというのはちょっと要注意なのかなという気がするのですけれども、その辺について、御意見をお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長（木下 敏） 監査委員。

○監査委員（永田英利） 監査といたしましては、あくまでもやった事業に対してどうだったのかというのを主に監査させていただきます。事業をこうやったらいい、ああやったらいいという規則というものに関しては口出しはできないという部分を御理解いただいて、あくまでも基準内で収まれば、決算に上げるかなという部分でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 監査委員の方にはそこまで求めるのはちょっとあれかもしれませんので、大変ありがとうございます。

併せて、もう一度総務財政課長のほうに、この数字が悪化していることに対するコメント、まだまだ大丈夫だなのか、あるいは何か手を打たなければいけないのかというような認識があるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうからお答えしてまいります。

議員おっしゃるとおり、年々公債費比率という

のは上がってきているところでございます。目安としまして、議員おっしゃった18%、また25%とかという数値がでございます。まだその数値には至っていないということもございしますが、今後、償還に対しても、去年借りたものは2年後に償還が始まるだとかということで、公債費比率が今後少し上がっていくことが予想というか予定されてございます。

私どもとしまして、極力ここについては上げないように、昨日の答弁でも申し上げたとおり、予算を編成する際にも、借金をしないで歳入歳出のバランスを整えてまいりたいというのが今後の課題にもなってきているというのは十分理解しているところでございますので、今後、事務事業の見直し等、また特定財源といいますか、収入を確保するということに力を注いで、この数値を少しでも減少できるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

中島勝也議員。

○12番（中島勝也） 1点だけ質問させてもらいますけれども、もし質問になってなければ止めてください。

一般会計、特別会計の監査の意見書なのですが、43ページの審査結果の意見というところを読ませていただきましたけれども、自主財源のことについてお聞きしたいと思っております。

自主財源というのは、町税の収入額ということになってくると思いますけれども、令和元年度は個人、または軽自動車税、入湯税、こういうものはちょっと増収になっておりますけれども、残念ながら法人、固定資産税、たばこ税が減少しているというようなことが書かれております。

また、徴収率も多少ではありますが減額しているということなのですが、97%ということは、よく頑張っているのかなというような気はいたしますけれども、町税の全体を見ても、減収になっているのかなというような感じを受けたわけでございますけれども、その原因についての考

え方といますか、どういうことでこういう結果になったのかと。その原因があれば教えていただきたい。

それと、以前から自主財源の確保には不要財産といますか、そういうものはやはり処分をして、財源に充てていくのだというようなことを前から言われておりますけれども、令和元年度は具体的にどのような不用財産というか、そういうものを処分されたのか。何点でもいいですから、例を挙げて御答弁をいただければと思いますし、また、金額的にどの程度見込んでおられたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なっていますか。

○議長（木下 敏） 質問の内容はよろしいのですけれども、今質問されているのは、監査意見書の中で、自分はこう気づいたのだけれども、町側がどういうふうにしたのだという考え方でいいのか。そうしないと、監査委員が先ほど若山議員に答弁したように、私たちは結果を見て、その結果をこれに書いただけだとなるので、理事者の答弁でよろしいですか。（「結構です、お願いします」と発言する者あり）いいですか。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 自主財源ということでございます。

それにつきましては、私どもも財源の確保に向けてということで、令和元年度も取組をしているところでございます。

分かりやすいところでいうと、土地、遊休資産を売却したというところでございますけれども、令和元年度でも、たしか2,000万円ぐらいの土地を売却しているということと、あとは旧ユートピアの温泉も利用料を賦課して、そこからも収益を上げているという状況がございます。元年度の決算からということであれば、そういうことでございます。

今後も、引き続き遊休資産につきましては、売却できるところについては、積極的に売却を今も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、二、三質問をしてまいりたいと思いますけれども、まず監査の意見書のほうからお聞きしたいと思います。

まず、3ページでありますけれども、決算の収支の推移について、5年間連続の赤字ということでここに、実質単年度収支が赤字だということで、この状況についてどう分析しているのか。町側のほうはどのような分析をこれを見てしているかお聞きしたいと思います。

それから、公債費は12億2,100万円ほど償還しておりますけれども、皆さん方がよく言うように、有利な起債ということで、交付税算入というようなことをよく口に出しておりますけれども、12億2,100万円のうち、実際交付税算入されている金額は幾らなのか。元金、利子、幾らあるのか。それを教えていただきたいと思ます。

それから、臨時財政対策債、これも交付税算入ということで、これは役場のほうで出されたものを書いておりますけれども、これにつきましては、どういうふうな形で算入されて、どういうふうな形で償還されているのか。それもちょっと教えていただきたいと思ます。

それから、臨時財政対策債の分で、先ほどの説明もありましたけれども、経常収支比率は実際93.8%というような表現ですけれども、決算統計からいけばそうかもしれませんけれども、臨時の財政対策債を除いて93.8%ということですが、これを入れると97.9%、そして去年については103.9%ということで、100%を超えている。実際、臨財債というのは、除いて云々というよりも、決算統計上の便法上のもので、実質は臨財債を入れてきちっと対応して経常収支比率といったようなものの認識を私はすべきではないかと思ますけれども、統計上では93.何ぼという形で現していますけれども、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思ます。

それから、監査委員のほうの意見書44ページでございますけれども、不用額について触れております。議会としても決算のときには不用額の整理予算がどうなっているかということで再三申

上げてきた経過がありますけれども、このたびまた、監査委員のほうから、このように「不用額が確定しているにも関わらず減額補正を行っていないケースもいまだ認められることから、常に財源の有効活用という観点に立ち、執行状況の把握と早期の予算整理に努めていただきたい」と。

私ども議会としても再三申し上げてきましたけれども、今回このようなことで意見書に記載されたということで、この部分についてどう受け止めているのか、あるいはまた、町にとって再三言われてもやめないということは何かメリットがあるのかどうか。そこら辺あれば、きちっと説明していただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 1時間過ぎましたので、答弁は休憩いたしまして、2時20分から再開したいと思います。暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

認定第1号から認定第7号までの総括質疑を続けます。

田村敏郎議員に対する答弁より入ります。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、4点だったと記憶してございますが、答弁してまいりたいと思います。

まず、起債の交付税算入について御質問がございました。短時間でここは計算ができなかったものですから、ちょっと時間を貸していただいて、特別委員会等で資料を提供してまいりたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

続いて、臨時財政対策債についてでございます。臨時財政対策債については、地方交付税の不足分を一般財源に充てるために起債できるような特例的な起債ということでございます。決算統計上も全国的な決算統計のルールとして臨時財政対策債も入れた中でルールとしてそれが あるということですので、七飯町もその形にのっとった形でこの表を示していると、決算統計をしているということでございます。

また、参考は参考としてここに載っているということですので、それを入れて計算するということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、単年度収支がここ数年赤字になっているという状況でございます。これについては、今まで大型事業をやってきたことから、財政調整基金を取り崩している状況でございます。資本的な建設事業を多くやってきたことから、基金を取り崩したということの結果が単年度の収支が赤字になったということですので、御理解をいただきたいと思っております。

最後、不用額の件でございます。

例年、監査委員からの御指摘があって、私どもも不用額の削減に努めているところでございますが、令和元年度は約2億9,000万円程度不用額がございました。特出すべきというか、その中で、今回3月の補正予算の際に、私ども総務財政課のほうとしては、基金に積むということで約1億1,000万円程度、基金合計ですけれども、補正予算として可決いただいたところでございます。

ただその後、コロナウイルスが全国的に広がったということで、その際の対策に充てる経費に少しでも残しておかなければならないということから、基金の積立てを意図的に少なくした結果、基金の積立てだけでも8,400万円程度不用額を出している。そこも要因として大きいところでございます。

その他事業につきましては、不用額を例年言われていることではございますが、少しでも少なくということで職員も頑張ってきているところでございますが、結果そうならなかったところもあるということで、そこは十分認識をして、今後、不用額の圧縮に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、5年間赤字が続いたということで、大型事業をやってきた結果だというような考え方だと思うのですが、この部分については、やはり実質単年度収支がずっと赤

字になるということは、それだけ七飯町の財政の体力がなくなるということですね。

確かに、財政課長が言うように、基金の……、まず体力がなくなるということは、基金を積むのと取り崩すというのは表裏一体で、積んでいくと体力がついて、下ろしてどんどんどんどんいくと、こういうふうになるのです。だから、実際考え方としては、基金に積む額よりも取崩す額を少なくすると、少しずつでも体力はついてくるのですね。

ところが、こうやって5年間びっちり赤字続きでくるということ自体が、やはり町の財政の体力を落としていくということで、ここら辺はやはり私は、今コロナだとかとありますけれども、これからはもっともっと大変な事態が起きることを想定すれば、今の段階、あるいは大型事業なんて言ってもらえないと思うのですね。

ですから、しっかりこういう統計を見て、どういふような財源バランスを取っていくかというのは、やはり財政課の僕は大きな仕事でないのかなと。そういう意味では、もう少し慎重に実質単年度収支の赤字を受け止めたほうがいいのではないのかなというふうに思います。

それから、臨時財政対策債については、入っているよという話ですけれども、26ページを見ますと、外したりというような、除くとかと書いていますけれども、まあまあそれはそれでいいのですけれども、ここに書いていた以上、幾ら参考といえども、こういう97.9%という高い經常収支比率が出たということは重く受け止めて、やはり少しでも柔軟性のある財政運営というものを考えていかなければ、駄目でないかなと。

確かに、ここの表では93.8%というような数字が出ていますけれども、やはり高い数字を意識しながら、財政運営をしていかないとなかなかこれからは難しい話になるのではないのかというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、不用額については、議会も再三指摘していますし、監査委員も指摘されているということをやはり重く受け止めて、しっかりとそういうものに対して対応していくという考え方をお持ちなのか。それら私が

今まで言ったことをもう一度、見解お聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは再質にお答えしてまいります。

議員おっしゃるとおり、町の財政も年々数値的には悪くなっているということは、私どもも十分理解をさせていただきます。例えば、經常収支比率が93.8%だからいい、97.9%だから悪いとかということではなくて、そもそも悪化に向かっている傾向にあるというのは十分理解しながら、今後も財政運営をしっかりとやっていかなければならないと思っております。

不用額についても、御指摘毎年度されているということで、今後も、今まで気づかなかった点とか、もう少し突き詰めて決算できるように、今後も職員一同、共通認識を持って財政運営に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの以上7件につきましては、神崎和枝議員と議長を除く委員16人で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの以上7件につきましては、神崎和枝議員と議長を除く委員16名で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、令和元年度決算審査特別委員会から、委員長に長谷川生人議員、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。

○決算審査特別委員会委員長（長谷川生人） ただいま、令和元年決算審査特別委員会委員長に推選頂きました長谷川でございます。そして、副委員長に田村敏郎議員でございます。

今後の予定日程に沿って粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終わります。

休 会 の 議 決

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

令和元年度決算審査特別委員会の審査のため、9月11日から9月23日までの13日間は、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月23日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時45分 散会

